

事 務 連 絡  
平成21年 8 月 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(韓国産生食用アカガイ)

標記については、平成21年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の製造者の韓国産冷蔵むき身あかがい（生食用）から腸炎ビブリオが基準値を超えて検出されたことから、当該製造者を同事務連絡の別添1の1中、(8)の別表1に追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

製造者名：JIN SUNG MARINE PRODUCTS CO., LTD.

<違反事例>

品 名：冷蔵むき身あかがい（生食用）

輸入者：海幸 株式会社

製造者名：JIN SUNG MARINE PRODUCTS CO., LTD.

届出数量及び重量：40カートン、162.00kg

検査結果：腸炎ビブリオ最確数 1,400/g 以上

届出先：福岡検疫所門司検疫所支所（下関分室）